

## 大月市第7次総合計画策定基本方針

## 1 策定趣旨

大月市では、平成19年（2007年）に平成28年（2016年）度を目標年次とした、本市の将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立するために、「大月市第6次総合計画」を策定しました。

その基本構想では、「信頼と協働のまちづくり」を基本的な理念とし、将来像として「郷土に愛着と誇りを持ち、豊かな自然の恵みを生かし、一人ひとりにやさしく、安全で安心して、健康で住み続けることのできる活力のあるまち」を掲げ、目指すべきまちの姿や目指すべき行政の姿（基本目標）とそれらを達成するための個別目標を示しています。

しかし、計画策定後の我が国は、リーマンショックによる景気低迷、デフレの影響や雇用情勢の悪化など、社会経済情勢は不安定となり、本市においても、人口減少、少子高齢化の急速な進展、景気の低迷、東日本大震災による災害対策の強化など、安全で安心して住み続けることのできる基盤整備の充実、健全な財政運営を維持しながらの多様な市民ニーズへの対応が求められています。

改めて、本市のまちづくりを考えたとき、行政と市民が基本理念である「協働」を互いに共有する中で、その実現に向けた取組を進化することが重要であると考えています。

しかしながら、国においては、平成23年8月の地方自治法の一部改正により、地方の自由度と責任の拡大を図るため、「市町村の基本構想の策定」の義務付けを廃止し、市町村の基本構想の策定は、各市町村の判断によるものとなりました。

本市においては、首都圏に近い山梨県東部地域にあるため、人口減少は急激に進み、少子高齢化等による諸課題が発生したことから、「人口問題」を重要課題とし、人口減少に歯止めをかけると共に、住みよい生活環境整備をすることで、将来にわたって活力ある大月市を維持して行かなければなりません。

この様な中で、国は、地方に対して長期的な視野に立った、持続可能な行政運営を行うことを求め、公共施設等総合管理計画や固定資産台帳の整備、また、人口ビジョンや総合戦略等の各種計画策定について要請してまいりました。

既に、平成27年度中には大月市人口ビジョン、大月市版総合戦略を策定し、現在は、大月市公共施設等総合管理計画、おおつき創生（都市計画マスター）プランなどを策定中で、平成28年度中に作業が完了する予定ですが、これらの計画は、本市の将来の方向性を示す計画になるとともに、その上位計画となる総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画であるため、策定中の各種計画との整合性を図る必要があります。

現在の第6次総合計画は、平成28年度を終期としており、次期計画は、平成29年度からスタートしなければならないところでありますが、このような状況を勘案する中で、現総合計画の成果を検証し、計画策定を1年延ばしたうえで、広く市民からの意見を十分に取り入れるための時間を確保しながら、平成30年度以降における、大月市の新たな将来像を明らかにし、長期的視野に立った市の指針を示す第7次総合計画を策定します。

## 2 総合計画の構成、期間

総合計画は、市の行財政運営の指針となる最上位の計画として、平成30年度から平成39年度までの10年計画における、基本構想、基本計画（前期・後期）、実施計画の三層により構成する。

## (1) 基本構想

基本構想は、まちづくりの長期的な指針として、理念や10年後の市の将来像や基本目標を示し、計画期間は、平成30年度から39年度までの10年間とする。

## (2) 基本計画

基本計画は、本市の将来像を実現するため、基本目標・個別目標に示す体系に基づき、具体的な施策内容を示す5年ごとの計画とし、前期と後期に分けて策定して、前期計画の期間は、平成30年度から34年度までの5年間とし、後期計画の期間は、平成35年度から39年度までの5年間とする。

## (3) 実施計画

3年間を計画期間とし、財政状況の変化等を勘案して毎年度策定する。

## 3 策定体制

### (1) 庁内体制

総合計画の策定にあたっては、総合計画策定委員会を設置し、全庁的な体制とする。

#### ア 策定委員会

総合計画の市民会議から提案された総合計画における基本構想の素案を踏まえ、基本構想の原案の策定及び基本計画の企画・立案を行う。

※人口問題に対応するため、先行して「大月市生きがい創生委員会」を設置する。

#### イ ワーキンググループ

市民会議と共同で総合計画における基本構想の素案の作成を行うとともに、基本計画の企画・立案を行う。

### (2) 市民参画

#### ア 市民会議（ワークショップ等）の設置

市民の視点からまちづくりに対する意見を聴取する。

※ 人口問題に対応するための「大月市人口問題・地域活性化を考える市民会議」を設置する。

なお、この会議は、市民会議に先行して協議を始めることとする。

#### イ 市民意向調査（アンケート等）の実施

広範な市民の意向等を調査・把握する。

#### ウ パブリックコメントの実施

基本構想（案）について、市民から意見を求める。

### (3) 総合計画審議会

大月市総合計画審議会条例に基づき、総合計画についての調査及び審議のため、学識経験者、市議会の議員、市職員及び市民の代表で構成する総合計画審議会を設置する。

## 4 策定スケジュール

第7次総合計画の策定スケジュールは、別紙スケジュール（案）のとおりとし、29年12月議会で基本構想の議決を目指す。